

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人八郎潟西部土地改良区連合から次のとおり清算人の退任の届出があったので、同法第84条において準用する同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、公告する。

平成30年3月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 退任清算人の住所及び氏名

男鹿市脇本浦田字菅ノ沢85番地3  
男鹿市払戸字渡部41番地2  
男鹿市脇本百川字方丈田135番地2  
男鹿市払戸字小堤下千間31番地2  
男鹿市脇本百川字相ノ沢5番地1  
男鹿市脇本富永字飯ノ森28番地2  
男鹿市脇本字脇本10番地

小 玉 鉄 男  
大 堤 照 男  
佐 藤 一 雄  
戸 部 秋 義  
武 藤 東 吉  
渡 部 正 英  
天 野 豊 晴